

No.	内容	質問	回答
1	必須ポスト数	必須ポスト数は別添「ポスト数表」のとおりとあるが、ポスト数表は仕様書内のどこに示されているか。	10/14にホームページにポスト数及び履行期間カレンダーを掲載しました。
2	服装の取扱	制服の仕様について指定はあるか。 例：冬季はスタッフジャンパー、夏季はTシャツ等	来園者対応をするため、華美にならず、清潔感のあるものであれば、制服の仕様についての指定はありません。
3	会議等の参加	消防訓練、避難訓練、各種会議等の頻度、参加人数は取り決めがあるか。	人数の取り決めはありませんが、現場責任者の出席はお願いしております。
4	統括責任者	実施統括責任者は仕様書8（1）記載の統括責任者のことを指すか。	お見込みのとおりです。
5	窓口実績	直近3年間の臨時売札所の開設実績（回数）、業務開始時刻の繰り上げ実績（回数）はあるか。	令和2年度はコロナ禍でGW期間は臨時休園していたこともあり、臨時売札所の開設や業務開始時間の繰り上げはありませんでした。 令和3年度は、GW期間に業務開始時間を7回繰り上げました。 臨時売札所については、コロナ感染拡大による来園者の人数制限への対応のため、別契約で発注し開設しましたが、本業務での開設はありませんでした。 令和4年度は、GW期間について業務開始時間を10回繰り上げました。臨時売札所の開設実績は現時点ではありません。
6	入園料の領収書の費用負担	領収書発行にかかる費用は委託者と受託者のどちらが負担するか。	領収書発行にかかる経費は受託者の負担となります。
7	入園券等の販売	委託者の取り扱う入園券を含む販売商品は、どのようなものが考えられるか。	一般券、割引券等の入園券のほか、年間パスポートを取り扱っています。
8	鍵の保管	貸与する施設の鍵のキーボックスの設置や付帯工事にかかる費用は委託者と受託者のどちらが負担するか。	受託者は、委託者が貸与する施設可能なキャビネットと金庫を使用することが可能です。受託者が追加でキーボックス等を必要とする場合は、その設置に要する費用は受託者の負担となります。

No.	内容	質問	回答
9	つり銭	窓口1箇所及び自動券売機1台に対して、受託者が用意する釣銭は1か月あたりどのぐらいを想定すればよいか。	現在は、平日は600,000円/日程度（正門・西門）、土日祝日は800,000円/日程度（正門・西門）で運用しており、窓口1カ所あたり100,000円～110,000円程度、自動券売機1台あたり40,000円/日程度です。 入園者数によって、つり銭の増減があるため、受託者において状況を見ながら不足のないように準備する必要があります。
10		釣銭の保管場所に室内セキュリティを入れる場合、費用は受託者が負担することになるか。	お見込みのとおりです。
11		施錠可能な金庫またはロッカーを用意するのは委託者と受託者のどちらか。	No.8の回答のとおりです。
12		釣銭を管理する「売上金・現金管理・入金機・入金機オンラインシステム」の購入及びレンタル費用は受託者が負担するか。	質問のシステムを受託者が導入する場合は、導入・維持に要する費用は受託者の負担となります。
13	収納金	収納金を金融機関等に輸送する貴重品輸送警備は委託者と受託者のどちらが費用を負担するか。	受託者が貴重品輸送警備を利用する場合に必要な費用は、受託者の負担となります。
14		現金での収納以外の方法（振込等）で、対応することは可能か。	現金以外での取り扱いはしておりません。
15	アンケート	来場者向けのアンケートや情報提供に係るカラーコピーに関わる用紙・筆記用具の手配は委託者にてご用意するか。	お見込みのとおりです。
16	来園者数	現時点での入園者数、12月以降（1年間）想定されている入園者数はどのくらいか。	コロナ前の令和元年度は1,021,282人、コロナ後の令和2年度は506,596人、令和3年度は369,194人でした。令和4年度は9月までの入園者は456,539人となっており、令和4年度は約640,000人の来園者数を見込んでいます。 令和5年度は新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、令和4年度を上回る来園者を見込んでいます。

No.	内容	質問	回答
17	警備	業務において警備業法に該当する業務はあるか	該当する業務はありません。
18	委託料	臨時休園等でポスト数が減少したとき、委託料の減額は起こりうるか。	休園による委託料の減額については、やむを得ない事情によっては双方協議の上、実施する可能性があります。
19		請求方法とご入金日について、当月分の役務完了を翌月月初に提出、10日以内に検査完了後、請求書発行。発行から30日以内の入金という理解でよいか。	お見込みのとおりです。
20	契約額	履行期間内のご請求について、月額均等での請求か。営業日や繁忙時期によって各月に発生する原価を考慮した金額（均等ではない金額）でのご請求は可能か。また、契約締結後、賃金等の上昇により1年ごとに月額のご請求金額を協議すること可能か。	月額での契約となっているため、時期での支払額の変更はしておりません。また、スライド式を採用していない業務のため、特段の事情がない限り契約額の変更はいたしません。
21	再委託	再委託の禁止について、「あらかじめ」の認識について、貴園と本契約締結前に書面での承諾が必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。